

改正

昭和45年4月1日条例第13号

昭和50年4月1日条例第8号

昭和56年4月1日条例第10号

昭和63年4月1日条例第7号

平成6年4月1日条例第19号

平成14年9月20日条例第27号

平成17年4月1日条例第25号

平成23年3月23日条例第8号

千歳市育成畜舎条例

(趣旨)

第1条 この条例は、千歳市育成畜舎（以下「育成畜舎」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 育成畜舎の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 千歳市育成畜舎

位 置 千歳市駒里1032番地の1

(利用者の範囲)

第3条 育成畜舎を利用することができる者は、市民で牛を飼育する者とする。ただし、利用の状況により、市長が認める場合には、市民以外の者であつてもこれを利用することができる。

(利用の承認等)

第4条 育成畜舎を利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、育成畜舎に入舎しようとする牛が家畜共済保険に加入していない場合には、前項の承認をしてはならない。

(育成期間等)

第5条 育成畜舎の利用については、次に定めるところによる。

(1) 舎飼の期間は、毎年10月16日から翌年5月14日までとする。

(2) 入舎を認める牛は、乳用牛とし、1日当たり160頭を限度とする。

2 市長は、飼料の状態等を勘案し、必要と認めるときは、前項の期間又は頭数を変更することができる。

(管理人等)

第6条 育成畜舎に関する事務、維持管理等を行うため、育成畜舎に管理人その他必要な職員を置く。

(使用料等)

第7条 第4条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、次に定める使用料を利用した月ごとにその翌月の15日までに納付しなければならない。

(1) 生後18月以上の牛 1日1頭につき 310円

(2) 生後18月未満の牛 1日1頭につき 250円

2 市民以外の利用者に対する使用料は、前項に規定する使用料の3割増しの額とする。

(減免)

第8条 市長は、特に必要があると認めたときは、使用料を減免することができる。

(事故の免責)

第9条 入舎している牛について、盗難、疾病、傷害その他事故が生じたときは、育成畜舎の施設又はその管理に瑕（か）疵（し）があつた場合を除くほか、市はその賠償の責めを負わない。

(承認の取消し)

第10条 市長は、利用者が次の各号の一に該当するときは、第4条第1項の承認を取り消し、又は利用の停止を命ずることができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらに基づく指示に違反したとき。

(2) 偽りその他不正な手段により第4条第1項の承認を受けたとき。

(指定管理者による管理)

第11条 育成畜舎の管理は、市長が指定する指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

2 前項の規定により指定管理者に育成畜舎の管理を行わせる場合にあつては、第3条中「市長が認める場合」とあるのは「指定管理者が必要と認め、市長の承認を得た場合」と、第4条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第5条第2項中「市長は、飼料の状態等を勘案し、必要と認めるときは」とあるのは「指定管理者は、飼料の状態等を勘案し、必要と認めるときは、市長の承認を得て」と、第9条中「市」とあるのは「市及び指定管理者」と、前条中「市長」とあるの

は「指定管理者」とする。

(指定管理者が行う業務)

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 育成畜舎の使用の承認に関する業務
- (2) 入舎している牛の管理に関する業務
- (3) 育成畜舎の施設、機械等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、育成畜舎の運営に関する事務のうち市長が定める業務

(指定管理者の管理の期間)

第13条 指定管理者が育成畜舎の管理を行う期間は、指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から起算して5年の間とする。ただし、再指定を妨げない。

(利用料金)

第14条 市長は、法第244条の2第8項の規定に基づき、指定管理者に育成畜舎の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として收受させることができる。この場合において、使用者は、指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

- 2 利用料金の額は、第7条第1項及び第2項の規定による使用料の額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。
- 3 利用料金は、利用した月ごとにその翌月の15日までに納付しなければならない。ただし、指定管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。
- 4 指定管理者は、市長があらかじめ定めた基準に従い、利用料金を減免することができる。
- 5 第7条及び第8条の規定は、第1項の規定により利用料金を指定管理者の収入として收受させる場合には、適用しない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 千歳市証紙条例(昭和39年千歳市条例第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号を第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 千歳市育成畜舎条例(昭和42年千歳市条例第34号)による使用料

附 則(昭和45年4月1日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年4月1日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条の改正規定は、北海道知事の認可のあつた日から施行する。

附 則（昭和56年4月1日条例第10号）

この条例は、昭和56年10月16日から施行する。

附 則（昭和63年4月1日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年4月1日条例第19号）

この条例は、平成6年5月15日から施行する。

附 則（平成14年9月20日条例第27号）

この条例は、平成15年1月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年3月23日条例第8号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の千歳市育成畜舎条例第13条の規定は、この条例の施行の日以後に指定する指定管理者の管理の期間について適用し、同日前に指定した指定管理者の管理の期間については、なお従前の例による。